

izcローンカード会員規約

本規約をよくお読みのうえ、カードをご利用ください。
 本規約をご承認いただけない場合は、直ちにカードを返却し、
 入会申込みの撤回ができます。

第1条 (会員)

会員とは、日本国内に居住し、本規約を承認のうえ、イズミヤカード株式会社（以下「当社」といいます）にizcローンカード（以下「カード」といいます）の入会を申込み、当社が入会を認めた会員をいいます。

第2条 (反社会的勢力の排除)

- (1) 会員又は入会申込者は、会員又は入会申込者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団員（暴力団の構成員）及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
 - ②暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団若しくは暴力団員の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）。
 - ③総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）。
 - ④社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）。
 - ⑤特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）。
 - ⑥前①号から⑤号に掲げるもの（以下「暴力団員等」といいます）の共生者（暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者））。
 - ⑦その他、前①号から⑥号に準ずる者。
- (2) 会員又は入会申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他、前①号から④号に準ずる行為。
- (3) 会員又は入会申込者が前(1)・(2)項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員又は入会申込者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員又は入会申込者は、これに応じるものとします。
- (4) 当社は、会員又は入会申込者が前(1)・(2)項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、入会申込者によるカードの入会申込みを謝絶、又は会員による本規約に基づくカードの利

用を一時的に停止することができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードの利用ができないものとします。

第3条 (カードの貸与)

- (1) 当社は、会員にカードを発行し貸与するものとします。
- (2) カードの所有権は当社に属し、会員は善良なる管理者の注意をもって、貸与されたカードを使用・保管するものとします。
- (3) カードは、会員本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡・質入れ・担保提供するなど、カードの占有を第三者に移転することは一切できないものとします。
- (4) 前項に違反してカードが使用された場合、そのために生じる損害に関しては、すべて会員の責任で支払うものとします。

第4条 (有効期限)

- (1) カードの有効期限は1年間とします。
- (2) 会員より退会等の申出がなく、当社が引き続いて会員として認める場合は、有効期限は1年間自動更新されるものとし、以後も同様とします。
- (3) カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後も本規約を適用するものとします。

第5条 (暗証番号)

- (1) 会員は、入会申込時に暗証番号(4桁の数字)を当社へ届出するものとします。ただし、会員から届出がない場合、又は会員から申出られた暗証番号について当社が暗証番号として不適切と判断した場合は、所定の方法により当社が暗証番号を登録することをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 暗証番号は、第三者に容易に推測されないような数字(生年月日・電話番号・0000や9999などの同一数字の4桁等はお避けください)の組み合わせとし、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (3) 会員の故意又は重大な過失による暗証番号の盗用その他の事故により生じた損害については、当社に責任のある場合を除き、会員が負担するものとします。

第6条 (カードの利用可能枠)

カードの利用可能枠は、当社が審査し決定した額までとします。

第7条 (カードの利用可能枠の減額・退会・会員資格の喪失・カードの利用停止等)

- (1) 当社は、貸金業法第13条の2(過剰貸付け等の禁止)に抵触する場合、会員のカードの利用状況及び信用状況、年齢その他の属性の変化等により必要と認めた場合は、利用可能枠を減額することができるものとします。
- (2) 会員の都合により退会する場合は、会員は当社所定の届出をするとともに直ちにカードを返却、又はカードを切断する等使用不能にして処分するものとします。この場合、当社に対する債務の全額を完済したときをもって退会したものとします。
- (3) 会員が次のいずれかの事由に該当したときは、当社は会員に通知することなく、又は当社の請求により会員の資格を喪失、あるいはカードの利用を停止することができるものとします。
 - ①入会時に氏名・住所・勤務先等について虚偽の申告をした場合。
 - ②第19条に該当する場合。
 - ③信用情報機関の情報等により、貸金業法第13条の2(過剰貸付け等の禁止)に抵触する場合、会員の信用状況が著しく悪化又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
 - ④カード利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
 - ⑤住所・電話番号等の変更の届けを怠る等、会員の責任に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知・連絡について不能と判断した場合。
 - ⑥当社に対する債務の返済が行われない場合。
 - ⑦本規約のいずれかに違反した場合。
 - ⑧その他、当社が会員として不適格と判断した場合。

- (4) 前項に基づき会員資格を喪失した場合、会員は当社に対して直ちにカードを返却、又はカードを切断する等使用不能にして処分するものとします。
- (5) 会員自らの利用が疑わしいカード取引が発生した場合、カード偽造等のおそれがある場合、カード情報の漏洩、あるいは漏洩の懸念がある場合又は当社が必要と判断した場合、当社は会員に通知することなく、緊急に一時的利用停止などのカード利用制限措置をとることができるものとします。
- (6) 会員は、会員が退会の申出又は会員資格を喪失した後も、当社に対する一切の債務について支払いの責任を負うものとします。

第8条 (届出事項の変更)

- (1) 会員の住所・氏名・電話番号・勤務先・職業・決済口座・取引の目的などの届出事項に変更があった場合は、遅滞なく当社所定の用紙により届出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話連絡等により届出ることができるものとします。
- (2) 前項の届出がないために、当社から会員に対する通知が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着したのものとして当社は責任を負わないものとします。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。
- (3) 適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、届出事項に変更があると当社が合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前(1)項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

第9条 (カードの紛失・盗難・偽造等)

- (1) カードが紛失・盗難により他人に不正使用された場合、会員は、その損害についてすべて支払いの責任を負うものとします。
- (2) 会員は、カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出いただく場合があります。
- (3) 当社が貸与したカード以外のカード（以下「偽造カード等」といいます）の使用等に係る損害については、会員は支払いの責任を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
- (4) 前項にかかわらず、偽造カード等の製造又はその使用について会員に故意又は重大な過失があるときは、その損害について会員が支払いの責任を負うものとします。

第10条 (カードの再発行)

- (1) カードは原則として再発行いたしません。
- (2) カードの損傷等、当社が認めた場合はカード番号を変更せずに再発行する場合があります。
- (3) 次の各号に該当する場合はカード番号を変更して再発行するものとし、再発行に係る費用は当社が負担します。
 - ① 会員からカードの紛失・盗難等の申出があり、当社が認めた場合。
 - ② カード偽造やカード番号盗用が発生し、又はそのおそれがあり、当社が必要と判断した場合。
- (4) 会員はカード再発行に伴うカード番号変更に関し異議なく従うものとします。

第11条 (ご利用方法)

会員は、当社が定めた利用可能枠の範囲内で、当社提携先の現金自動貸付機等（以下「ATM・CD機等」といいます）を使用して、1万円単位で繰り返して借入れができるものとします。その場合、ATM・CD機等1回のご利用毎に、会員は当社の請求に基づき当社所定のATM・CD機等利用手数料（以下「ATM手数料」といいます。ATM手数料は、貸金業法施行令等の法令で利息とみなされない利用料の範囲内とします。）をお支払いいただくものとします。ATM手数料は、第13条(1)項に加えてお支払いいただきます。なお、借入金の利用用途は定めません。

第12条 (借入利率)

(1) 借入利率は、利用可能枠に応じて下表の利率とします。

利用可能枠	借入利率(実質年率)	(うるう年の場合)
50万円	17.0%	(17.047%)
100万円	14.95%	(14.991%)
150万円	13.6%	(13.637%)

(2) 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、当社の判断により、前項で決定された借入利率を変更することができるものとする。利率を変更した時は新規の利用分より適用となることに、会員は異議なく承諾するものとします。

第13条 (お支払い方法)

- (1) 借入金及び利息は、毎月10日を利用の締切日とし、締切日の翌月の3日、6日又は8日(以下これらを総称して「約定支払日」といい、当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります)のうち、当社指定日にお支払いいただきます。
- (2) お支払い方法は、会員があらかじめ指定した預貯金口座から口座振替又は自動払込みによるものとします。なお、当社が認めた場合は、当社の指定する預貯金口座への振込み又は当社が別途指定する方法で支払うものとします。また、当社が会員宛に振込用紙を送付した場合には、会員は、送付された振込用紙にしたがって支払うものとします。これらの場合の振込手数料等は会員が負担するものとします。
- (3) 約定支払日に前(2)項に定める口座振替等ができなかった場合、当社は、金融機関等との約定により、約定支払日以降任意の日に、当該請求金額の全額又は一部につき口座振替等ができるものとします。なお、約定支払日翌日以降に口座振替等がされた場合には、会員は第18条に定める遅延損害金を支払うものとします。
- (4) 当社は前(1)項の請求金額を、郵送等により月末頃までに会員に通知します。到着後1週間以内に会員から特に申出のない限り承認されたものとみなします。
- (5) 会員は当社所定の日までに当社所定の方法により申出をされ、当社が適当と認めた場合、1回払いで指定されたものをリボルビング払いに変更できるものとします。

第14条 (ご返済方式)

借入金及び利息の返済方式は、1回払い又はリボルビング払いよりご指定いただけます。リボルビング払いに関しては、カードお申込み時に残高スライド元利定額返済方式、又は元利定額返済方式よりご選択いただけます。ご返済回数は1回～65回、ご返済期間は1ヶ月～65ヶ月で、ご利用内容によって変動いたします。

第15条 (利息計算方法)

- (1) 利息は、借入金に対し、第12条(1)項で定める利率を乗じて計算し、支払元金に加算してお支払いいただきます。
- (2) 会員が1回払いをご指定の場合は、ご利用日の翌日から約定支払日までの利息額(1年を365日とした日割計算)を借入金とあわせて支払うものとします。
- (3) 会員がリボルビング払いをご指定の場合は、以下のとおりとなります。

①利息計算方法

利息は、第1回目のお支払いはご利用日の翌日から第1回目の約定支払日まで、また第2回目以降のお支払いは前回約定支払日の翌日から今回約定支払日までの未決済残高に対し、1年を365日とした日割計算した金額とします。

②毎月のお支払い金額

イ) 会員がリボルビング払いのご返済方式を残高スライド元利定額返済方式でご指定の場合は、締切日の翌月の約定支払日に、締切日残高により定められた下表の元金及び利息を合計した定額を支払うものとします。下表の月々の支払金額は、金融情勢等により変更させていただく場合があります。

＜リボルビング払い（残高スライド元利定額返済方式）の支払額算出表＞

リボルビング払いの締切日 (10日)残高	月々の支払金額 (元金と利息の合計額)
1円～ 200,000円	10,000円
200,001円～ 400,000円	20,000円
400,001円～ 600,000円	30,000円
600,001円～ 800,000円	40,000円
800,001円～1,000,000円	50,000円
1,000,001円～1,200,000円	60,000円
1,200,001円～1,400,000円	70,000円
1,400,001円～1,500,000円	80,000円

- ロ) 会員がリボルビング払いのご返済方式を元利定額返済方式でご指定の場合は、締切日の翌月の約定支払日に、利用可能枠により定められた下表の元金及び利息を合計した定額を支払うものとします。ただし月々の支払金額は、当社所定の方法により会員から申出があり当社が適当と認めた場合、下表の支払金額に1,000円単位で増額できるものとします。

＜リボルビング払い（元利定額返済方式）の支払額算出表＞

利用可能枠	月々の支払金額 (元金と利息の合計額)
500,000円	20,000円
1,000,000円	30,000円
1,500,000円	40,000円

- ハ) 残高に利息を加算した金額が、上記の表にそれぞれ定める月々の支払金額に満たない場合は、残高全額及び利息を支払うものとします。

- ニ) 当社所定の方法により会員から申出があり当社が適当と認めた場合、会員はリボルビング払いのご返済方式を変更できるものとします。

- (4) 会員の預貯金口座からの口座振替、又は自動払込みによる方法によって、月々の支払金額のほかに任意に増額してお支払いを希望される場合は、毎月10日までにその追加払い額を指定することができ、増額された金額は、締切日の翌月の約定支払日に月々の支払金額とあわせて支払うものとします。
- (5) 当社指定の預貯金口座への振込みによる方法によって、月々の支払金額のほかに繰上返済を希望される場合には、事前連絡の際に、繰上返済額及び支払日を指定することができ、当社は当該支払日時点においてお支払いいただく金額をお知らせします。会員は、支払日までの期間を日割計算（1年を365日として算出）した利息を繰上返済額に加算して支払うものとします。

第16条（支払金等の充当方法）

お支払いいただいた金額が、本規約及びその他の契約に基づき、会員が当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第17条（早期完済の場合の特約）

- (1) 会員が約定支払期間の途中で、借入金の残金全額を一括して繰上返済するときは、当社に対して事前に連絡のうえ承認を得るものとします。
- (2) 会員は、事前連絡の際にお支払い方法及び支払日を指定するものとし、当社は当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員は、支払日までの期間で日割計算（1年を365日として算出）した利息を借入残高に加算して支払うものとします。
- (3) 会員が指定できるお支払い方法は、第13条(2)項に準じます。

お支払い方法に関して、会員の預貯金口座からの口座振替又は自動払込みをご指定される場合は、支払日は第13条(1)項記載の約定指定日に限ります。

第18条 (遅延損害金)

会員が支払金の支払いを遅滞したときは、約定支払日の翌日からお支払い当日に至るまで当該支払元本に対し、また第19条により期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、未払債務(元本分)に対し、年19.94%(1年を365日とする日割計算。うるう年は19.995%)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第19条 (期限の利益の喪失)

- (1) 会員は次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。
 - ① 約定支払日のお支払いが1回でも遅滞したとき。
 - ② 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。
 - ③ 差押・仮差押・保全差押・仮処分の上申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - ④ 破産・個人再生等の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - ⑤ 第2条(1)項①号から⑦号、若しくは第2条(2)項①号から⑤号のいずれかに該当し、又は第2条(1)・(2)項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ⑥ 第2条(3)項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社との会員契約を継続することが不適切である場合。
- (2) 会員は次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
 - ① 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反になるとき。
 - ② 会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - ③ 会員が死亡した場合、又は会員の親族などから会員が死亡した旨の連絡があった場合。
 - ④ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます)に基づく運転免許証等の本人確認書類、又はその写し(以下「本人確認書類等」といいます)の提示・提出等がなされない場合において、当社が本人会員に対し本人確認書類等の提示・提出等を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がないとき。
 - ⑤ 本人会員が現に有効な運転免許証又は運転経歴証明書の交付を受けている場合において、当社が本人会員に対し運転免許証又は運転経歴証明書の番号を届出するよう求めたにもかかわらず、所定の期日までにその届出がないとき。

第20条 (貸付書面の交付)

会員は、本カードを利用若しくはお支払い方法を変更した場合、変更の都度当社より所定の書面(貸金業法第17条1項に基づく書面)『ご融資明細書』を受け取るものとします。当該書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該利用若しくはお支払い方法変更後の新たな利用若しくはお支払い方法変更により変動します。

第21条 (受取証書の交付)

会員が借入金をお支払いした際に当社が交付する受取書面(貸金業法第18条1項に基づく書面)『領収書』は、会員の要求があった場合に限り書面の交付を行います。

第22条 (一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した書面の交付)

- (1) あらかじめ会員の承諾を得た場合、第20条の書面に代えて、

一定期間における貸付、返済その他の取引状況を記載した貸金業法第17条6項に基づく書面（当社では『キャッシングサービスご利用内容のお知らせ』といいます）を交付します。その場合、ご利用の都度、記載事項を簡素化した書面を交付します。なお、承諾されない場合は、第20条の書面を交付します。ただし、『キャッシングサービスご利用内容のお知らせ』に代えた後であっても、第20条の書面交付へ戻すことができます。

- (2) 『キャッシングサービスご利用内容のお知らせ』に記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該利用若しくはお支払い方法変更後の新たな利用若しくはお支払い方法変更により変動します。
- (3) 会員が第19条により期限の利益を喪失したときは、それ以降『キャッシングサービスご利用内容のお知らせ』は交付しません。

第23条（収入証明書の提出）

会員は、当社から源泉徴収票等の資力を明らかにする書面（以下「収入証明書」といいます）の提供を求められることに関して、以下の内容に同意します。

- ① 会員は、収入証明書の提出を求められたときは、これに応じること。
- ② 提出された収入証明書の内容を当社が確認すること及び返済能力の調査に使用すること。
- ③ 提出された収入証明書は会員に返却できないこと。
- ④ 収入証明書の提出に応じていただけないとき、あるいは当該書面内容及び返済能力の調査結果によっては、カードの利用停止、又は利用可能枠を減額する場合があること。

第24条（公租公課・費用等の負担）

- (1) カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の公租公課は、会員が負担するものとします。なお、消費税法その他法定の税率に変更があった場合は、変更後の消費税その他の公租公課を負担します。
- (2) カードの利用代金等のお支払い、カードの返却、当社所定の届出及びお問い合わせ、その他本規約に基づいて要するすべての費用（金融機関への振込手数料・郵送料・電話料金等）は、会員が負担するものとします。

第25条（規約の変更）

本規約を変更する場合は、所定の方法により変更内容を通知又は公表します。なお、当社が変更内容を通知又は公表した後、会員がカードを利用した場合、変更内容が承認されたものとみなします。

第26条（債権譲渡の承諾）

会員は、当社が本規約に基づく会員に対する債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社等に譲渡すること、また譲渡した債権を再び譲受けることについてあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第27条（準拠法）

会員と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法を適用するものとします。

第28条（合意管轄裁判所）

本規約に基づく取引について紛争が生じた場合は、会員と当社の間で解決するものとします。万一訴訟を必要とする場合は、会員は、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地・利用地及び当社の本社・各支店・営業所を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第29条（犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の同意）

会員又は入会申込者は、当社から犯罪収益移転防止法に基づき取引時確認を求められることに関して、以下の内容に同意するものとします。

- ① 当社から取引の目的及び職業の届出を求められたとき

- は、これに協力すること。
- ②当社から本人確認書類等の提示・提出を求められたときは、これに協力すること。
 - ③当該本人確認書類等の内容を当社が確認すること及びその本人確認書類等の内容、取引の目的、職業に基づき取引時確認に関する記録簿を作成すること。
 - ④当社と取引時確認に関する契約を締結した提携先に対して前号の情報を本人確認のために提供する場合があること。
 - ⑤当社は犯罪収益移転防止法に基づき、当社と提携する金融機関、日本郵政グループ、提携先に対して取引時確認業務の全部若しくは一部を委託する場合があること。
 - ⑥提出を受けた本人確認書類の写しは、犯罪収益移転防止法により保管が義務づけられているため返却しないこと。
 - ⑦取引時確認にご協力いただけない場合は、入会又はカードの利用をお断りすること。

第30条（宣伝物等のご案内停止の申出）

当社は、会員からサービスの宣伝物、印刷物等のご案内について停止の申出があった場合、会員の希望する期間（希望する期間が確認できない場合は、申出があった日の属する月の翌月から少なくとも3ヶ月間）、宣伝物・印刷物等のご案内を停止する措置をとります。ただし、請求書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内及び同封物についてはこの限りではありません。

〔カード発行会社〕

イズミヤカード株式会社 〒556-0016 大阪市浪速区元町3丁目1番4号 TEL：06-6644-1238 登録番号 近畿財務局長(5)第00749号 日本貸金業協会会員 第002256号
--

〔当社が加盟する指定信用情報機関について〕

「貸金業法第41条の37」に基づき、当社が加盟する指定信用情報機関の名称を公表いたします。

詳細は、各指定信用情報機関のホームページをご覧ください。

- ①名称：株式会社シー・アイ・シー（CIC）
ホームページアドレス：<http://www.cic.co.jp/>
- ②名称：株式会社日本信用情報機構（JICC）
ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp/>

〔当社が契約する指定紛争解決機関の名称〕

当社の貸金業務にかかる指定紛争解決機関は以下のとおりです。

名称：日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
住所：〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
TEL：03-5739-3861

個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供）

- (1) 会員又は入会申込者（以下これらを総称して「会員等」といいます）は、本契約（本申込みを含みます）を含むイズミヤカード株式会社（以下「当社」といいます）との取引の与信判断及び与信後の管理（以下これらを総称して「与信業務」といいます）のため、以下の情報（これらを総称して「個人情報」といいます）を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用・提供することに同意します。
- ① 所定の申込書に会員等が記載した氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、住居状況及び会員等が申告した事項
 - ② 本契約に関する申込日、契約日、契約の種類、契約額、利用場所、支払回数、決済口座情報
 - ③ 本契約に関するお支払い開始後の利用残高、月々の返済状況
 - ④ 本契約に関する会員等の支払能力を調査するため、又は支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した資産、負債、収入、支出、会員等が提出した源泉徴収票等収入証明書の記載事項及び当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
 - ⑤ 官報や電話帳等一般に公開されている情報
 - ⑥ お問い合わせ等の通話及び防犯上録画された映像等の記録情報
 - ⑦ 犯罪収益移転防止法に基づいて、会員等の運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、又は写しを入手することにより得た取引時確認を行うための情報
 - ⑧ 本契約に関する与信業務及び本人確認のため、当社が必要と認めた場合には会員等の住民票等を当社が取得し、利用することにより得た情報
 - ⑨ 届出電話番号の有効性に関する情報及びお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報
- (2) 当社が本契約に関する与信業務の一部又は全部を当社の委託会社に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、前項により収集した個人情報を当該委託会社に提供し、当該委託会社が受託の目的に限り利用することがあります。与信業務のうち、債権管理業務の一部についての委託会社は以下のとおりです。
- ① 名称：オリファサービス債権回収株式会社
住所：〒171-0043 東京都豊島区要町1-9-1 イヤサカビル3階
TEL：03-5995-2450
<http://www.orifaservice.co.jp/>
 - ② 名称：株式会社シー・ヴィ・シー
住所：〒812-0036 福岡県福岡市博多区上呉服町10-10 呉服町ビジネスセンタービル9階
TEL：092-261-7878
<http://www.cvc-3s.co.jp/>
 - ③ 名称：ジェーピーエヌ債権回収株式会社
住所：〒170-0013 東京都豊島区東池袋2丁目60番3号 グレイスロータリービル5階
TEL：03-5992-1119
<http://www.jpn-servicer.co.jp/>
- (3) 当社が当社の事務（コンピューター事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、前(1)項により収集した個人情報を当該業務委託会社に預託することがあります。

第2条（個人情報の利用）

会員は当社が以下の目的のために本同意条項第1条(1)項の個

人情報を利用することに同意します。

- ①当社のクレジットカード事業、電子マネー事業、保険代理店事業、旅行事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
 - ②当社のクレジットカード事業、電子マネー事業、保険代理店事業、旅行事業における商品のお知らせ、関連するアフターサービス
 - ③当社の加盟店、優待加盟店、委託を受けた会社より受託して行う宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
- なお、当社の事業内容については、当社ホームページ (<http://www.izc.jp/>) にてお知らせしております。

第3条 (個人信用情報機関への登録・利用)

- (1) 当社が加盟する個人信用情報機関 (個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの) 及び当該機関と提携する他の個人信用情報機関に照会し、会員等及び会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合には、会員等の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
- (2) 会員等に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	(株)シー・アイ・シー	(株)日本信用情報機構
①本契約に係る申込みをした事実		当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月	当該申込日から6ヶ月を超えない期間
②本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び完済日から5年を超えない期間 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)
③債務の支払いを延滞した事実		契約期間中及び契約終了後5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間 (ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)

- (3) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー

(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

お問い合わせ先：0120-810-414

ホームページアドレス：<http://www.cic.co.jp/>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構

(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

お問い合わせ先：0120-441-481

ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp/>

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- (4) 当社が加盟する個人信用情報機関 ((株)シー・アイ・シー及び(株)日本信用情報機構) と提携する個人信用情報機関は、以下のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- (5) 前(3)項に記載されている個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

①株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、等。

利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

②株式会社日本信用情報機構

本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）。

- (6) 個人信用情報機関の業務内容等についての詳細は、各機関のホームページ（株式会社シー・アイ・シー：<http://www.cic.co.jp/>、株式会社日本信用情報機構：<http://www.jicc.co.jp/>）で公表しております。

第4条（個人情報の提供・利用）

- (1) 会員は、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の提携先が以下の目的により個人情報を利用する場合、本同意条項第1条(1)項①号の個人情報を保護措置を講じたうえで電磁的データ等で提供し、当該提携先等が利用することに同意します。

①小売業、サービス業、ホテル業、飲食業、不動産業における宣伝物等、営業案内

②小売業、サービス業、ホテル業、飲食業、不動産業における商品、役務等に関する案内

※イズミヤ株式会社等提携先は、当社ホームページ（<http://www.izc.jp>）にてお知らせしております。

- (2) 前項の提携先への個人情報の提供・利用期間は、原則として契約期間中及び本契約の終了日から1年間とします。
- (3) 本契約期間中に前(1)項の提供・利用先が新たに追加された場合には、通知又は当社ホームページ等で公表するものとします。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

- (1) 会員等は当社及び本同意条項第3条で記載する個人信用情報機関並びに本同意条項第4条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、本同意条項第8条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ（<http://www.izc.jp/>）にてもお知らせしております。

②個人信用情報機関に開示を求める場合には、本同意条項第3条(3)項記載の個人信用情報機関に連絡してください。

③当社の提携先に対して開示を求める場合には、本同意条項第4条記載の当社の提携先に連絡してください。

④開示対象個人情報について、本人から利用目的の通知の求めがあった場合は速やかに通知いたします。また、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止の求めがあった場合

は、応じるとともに、措置を講じた後は、遅滞なくその旨を本人に通知します。なお、対応しない場合はその旨を通知するとともに、理由を説明します。

- (2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
- (3) 会員が、当社に対し取引履歴等の謄写、閲覧、開示の請求を行う場合は、当社指定の用紙にて請求するものとします。謄写、閲覧、開示の場所は、以下のとおりとし、必要に応じ郵送による開示を行います。

〒556-0016 大阪市浪速区元町3丁目1番4号
イズミヤカードセンター お客様相談係

第6条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、会員等が本契約の必要な記載事項（申込書で会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条又は第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条（利用・提供中止の申出）

本同意条項第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。ただし、請求書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内及び同封物についてはこの限りではありません。

第8条（個人情報の取扱いに関する問い合わせ・苦情等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問い合わせ、利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、以下の当社お客様相談係までお願いします。

イズミヤカード株式会社

〒556-0016 大阪市浪速区元町3丁目1番4号

イズミヤカードセンター お客様相談係（責任者：お客様相談室長）

TEL：06-6644-1238

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、本同意条項第1条及び第3条(2)項①号に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

個人情報保護管理者職名、所属及び連絡先

〈職名〉

個人情報保護管理者 管理本部本部長

〈連絡先〉

住所：大阪市浪速区元町3丁目1番4号

電話：06-6644-1238